

令和５年度佐野市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

佐野市は全耕地面積に占める主食用米面積の割合が約３０％で、転作作物に占める二条大麦・小麦、大豆、そば、新規需要米の面積が多く、土地利用型作物の担い手への集積が進んでいる。

しかしながら、人口減少や新型コロナの影響により主食用米の需要が減少する中で、他の作物の作付けに転換を促進することで、水田面積の維持を図っていく必要がある。

また、農家の高齢化が進み、農家戸数の減少が見られるとともに、かつ、佐野市は田沼・葛生地区を中心に中山間地域が広がっていることから、農業への取組が芳しくないことにより、不作付地の拡大等の問題が発生していると予想される。こうした中で、水稻作付面積の維持等が課題となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

高収益作物として、いちごを中心とした施設野菜の振興を図るとともに、新たな高収益作物の産地化に向けて推進を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

現在の作付状況調査等を踏まえ、地域においてまとまりのある畑地化の形成により、継続的な野菜等の作付けを推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(１) 主食用米

売れる米づくり、売れ残らない米づくりを目指し、中山間地域及び首都圏近郊に位置する土地の利点を生かした米づくりの構築を目指す。

佐野市は佐野・田沼地区の平地と田沼・葛生地区の中山間地域が混在している地であることにより、米の品種等、その地に適する栽培方法等を考慮しながら米の生産を行い播種前契約や複数年契約の更なる拡大を図る。

(２) 備蓄米

主食用米と一括管理できることから、小規模な生産者にとって重要な位置づけにあり、地域の稲作経営と水田の維持のためにも有効であるため、今後も地元の集荷業者等との結びつきを継続し、現在の取組方針を維持する。

(３) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の需要が減少する中、飼料用米を転作作物の中心作物の１つに位置付け、今後も地元の集荷業者等との結びつきを継続し、需要の拡大も含めた取り組みを行いながら、引き続き、飼料用米の取り組み面積を４３０haへの拡大を目指すとともに、安定的な供給のため、複数年契約を進めるとともに、農家の手取り向上に向けて多収品種や団地化などの生産性の向上も進めていく。

また、耕畜連携（わら利用）については、ニーズを把握しながら安定的な供給体

制を構築し対象面積を 85ha への拡大を目指す。

イ 米粉用米

取り組み面積を 140ha への拡大を目指すとともに、安定的な供給のため、複数年契約を進め、農家の手取り向上に向けて団地化などの生産性の向上も進めていく。

ウ 新市場開拓用米

世界的に和食の人気が高まっており、米の新たな需要が見込めることから、生産コスト低減と多収技術を実証しながら、販売業者等と連携して取組を進めていく。

エ WCS 用稲

経営所得安定対策の交付金を活用しつつ、地元の集荷業者等との結びつきを継続し、需要と供給のバランスを図りながら面積拡大を目指す。

オ 加工用米

経営所得安定対策の交付金を活用しつつ、地元の集荷業者等との結びつきを継続し、需要と供給のバランスを図りながら面積維持を目指す。

また、二毛作（二期作）については、農地集積を図りながら農地の高度利用を推進する。

（４）麦、大豆、飼料作物

麦は佐野・田沼南部地区が、麦の優良産地として知られており、特にビール麦（二条大麦）は、広く栽培され、生産振興している転作作物である。小麦は田沼北部・葛生地区で作付けされ、農地の有効活用が図られている。経営所得安定対策（産地交付金を含む）等も活用しながら担い手への農地集積を促進し、佐野市の麦類全体の団地化率 92%、作付面積 900ha への拡大を図る。

大豆は、専用刈取機の不足と栽培管理の難しさから、作付拡大がなかなか見込めないが、「里のほほえみ」を中心に引き続き作付けする。経営所得安定対策（産地交付金を含む）等も活用しながら担い手への農地集積を促進し、佐野市の大豆全体の団地化 95%、作付面積 40ha への拡大を図る。

飼料作物は、酪農を営んでいる農業者が自家用として作付けしていることが多い。計画的な生産により作付面積の拡大を目指す。

また、二毛作（二期作）については、農地集積を図りながら農地の高度利用を推進する。

（５）そば、なたね

そばは、中山間地域の重要な転作作物であり、むらづくり事業を担う農村レストランでは特産物の主力メニューとして定着し、本市の特産となりつつある。

排水対策や適期収穫の徹底や乾燥調整なども個人が適正に実施するなど、収量・品質の向上の取組を推進し、地域の需要者との契約に基づき、需要と供給のバランスを図りながら栽培面積拡大を目指す。

また、二毛作（二期作）については、農地集積を図りながら農地の高度利用を推進する。

（６）地力増進作物

緑肥等のすき込み等により、地力の回復を図り、高収益作物等の生産拡大を図っていく。

○対象作物：えん麦、アウエナストリゴサ（えん麦野生種）、ライ麦、ライ小麦、大

麦、小麦、大豆、そば、稲、ソルガム、とうもろこし、ヒエ、ギニアグラス、イタリアンライグラス、スーダングラス、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス、ミレット類、チモシー、アニュアルライグラス、オオナギナタガヤ、テフグラス、バヒアグラス、グリーピングベントグラス、オーチャードグラス、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバ類、アルファルファ、ひまわり、マリーゴールド、コスモス、シロガラシ、菜の花（なたね）、カラシナ、ハゼリソウ、ダイカンドラ

※ 対象作物は青刈り含む

（７）高収益作物

佐野ブランドに認証されている「かきな」や、第２次佐野市総合計画中期基本計画により推進している施設園芸作物を地域振興作物と位置づけ、地域振興作物を中心に、担い手等が取り組んでいる野菜類の栽培面積拡大を目指す。

また、二毛作（二期作）については、農地集積を図りながら農地の高度利用を推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1,104	—	1,238	—	1,238	—
備蓄米	0	—	0	—	0	—
飼料用米	457.6	—	430	—	430	—
米粉用米	125.9	—	140	—	140	—
新市場開拓用米	3.1	—	3.2	—	3.2	—
WCS用稲	6.8	—	9	—	9	—
加工用米	0	0	9	0	9	0
麦	868.8	359.4	896.5	400	896.5	400
大豆	39.5	36.8	45	40	45	40
飼料作物	17.8	10	20	10	20	10
・子実用とうもろこし	0	0	0	0	0	0
そば	88.7	41.5	93.6	50	93.6	50
なたね	0	0	1	0	1	0
地力増進作物	0.5	0	1	0.5	1	0.5
高収益作物	69.5	38.6	100	29	100	29
・野菜	31.5	1.7	73	4	73	4
・花き・花木	0	0	0	0	0	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	1	21.1	27	25	27	25
その他						
・〇〇						
畑地化	0	0	10	0	10	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米、そば、なたね（二毛作・二期作）	二毛作・二期作助成	取組面積	（令和4年度） 448ha	（令和5年度） 455ha （令和6年度） 460ha
2	飼料用米、わら専用稲（基幹作）	わら利用（耕畜連携）	取組面積	（令和4年度） 81.8ha	（令和5年度） 85ha （令和6年度） 90ha
3	飼料作物（粗飼料作物等）（基幹作）	資源循環（耕畜連携）	取組面積	（令和4年度） 0ha	（令和5年度） 0.5ha （令和6年度） 1ha
4	飼料用米、米粉用米 （基幹作）	飼料用米・米粉用米の 生産性向上助成	取組面積	（令和4年度） 583.4ha	（令和5年度） 590ha （令和6年度） 600ha
5	麦（二条大麦、六条大麦、はだか麦、小麦）（基幹作、二毛作）	麦の生産性向上助成	取組面積	（令和4年度） 792.1ha	（令和5年度） 800ha （令和6年度） 810ha
			麦の団地化率	（令和4年） 91.2%	（令和5年度） 92% （令和6年度） 93%
6	大豆 （基幹作、二毛作）	大豆の生産性向上助成	取組面積	（令和4年度） 36.4ha	（令和5年度） 37ha （令和6年度） 38ha
			大豆の団地化率	（令和4年度） 92.1%	（令和5年度） 93% （令和6年度） 94%
7	かきな （基幹作、二毛作）	野菜の生産性向上助成 （佐野ブランド認証作物分）	取組面積	（令和4年度） 3.3ha	（令和5年度） 3.5ha （令和6年度） 4.0ha
8	施設野菜、その他の野菜、 雑穀類（ハトムギ） （基幹作、二毛作）	野菜の生産性向上助成 （担い手取組分）	取組面積	（令和4年度） 51.9ha	（令和5年度） 55ha （令和6年度） 60ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 栃木県

協議会名: 佐野市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	二毛作・二期作助成(二毛作)	2	10,000	麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米、そば、なたね(二毛作・二期作)	・麦、大豆、そば、なたねは、農協等との出荷契約又は実需者との販売契約の締結 ・飼料作物は、利用供給協定の締結。自らの畜産経営に供する場合は自家利用計画の策定 ・飼料用米、米粉用米は、直播栽培・家畜堆肥の施用(1t以上／10a)・団地化(1ha以上)・収穫機械の共同利用・フレコン・バラ出荷のいずれかに取組むこと
2	わら利用(耕畜連携)	3	8,000	飼料用米、わら専用稲(基幹作)	3年間以上を締結期間とする利用供給協定書を締結していること。
3	資源循環(耕畜連携)	3	8,000	飼料作物(粗飼料作物等)(基幹作)	3年間以上を締結期間とする利用供給協定書を締結していること。
4	飼料用米・米粉用米の生産性向上助成	1	2,000	飼料用米、米粉用米(基幹作)	つぎのいずれかに取り組むこと。 ・直播栽培 ・家畜堆肥の施用(1t以上/10a:ただし、鶏糞堆肥施用の場合はこの限りではない) ・団地化(1ha以上) ・収穫機械の共同利用 ・フレコン・バラ出荷
5	麦の生産性向上助成	1	1,500	麦(二条大麦、六条大麦、はだか麦、小麦)(基幹作)	・個人(1戸1法人含む):麦3ha ・集落法人(任意組織からの法人含む):麦5ha
5	麦の生産性向上助成(二毛作)	2	1,500	麦(二条大麦、六条大麦、はだか麦、小麦)(二毛作)	・個人(1戸1法人含む):麦3ha ・集落法人(任意組織からの法人含む):麦5ha
6	大豆の生産性向上助成	1	800	大豆(基幹作)	・個人(1戸1法人含む):大豆2ha ・集落法人(任意組織からの法人含む):大豆5ha
6	大豆の生産性向上助成(二毛作)	2	800	大豆(二毛作)	・個人(1戸1法人含む):大豆2ha ・集落法人(任意組織からの法人含む):大豆5ha
7	野菜の生産性向上助成(佐野ブランド認証作物分)	1	4,000	かきな (基幹作)	・対象作物を販売していること。 ・露地栽培、施設栽培(ハウス)を対象とする。 ・栃木県設定の産地交付金(野菜の生産振興助成)、地域設定の産地交付金(野菜の生産性向上助成(担い手取組分))を受けていないほ場であること。 ・交付対象面積は、a単位とする。(1a未満は切り捨て)
7	野菜の生産性向上助成(佐野ブランド認証作物分)(二毛作)	2	4,000	かきな (二毛作)	・対象作物を販売していること。 ・露地栽培、施設栽培(ハウス)を対象とする。 ・栃木県設定の産地交付金(野菜の生産振興助成)、地域設定の産地交付金(野菜の生産性向上助成(担い手取組分))を受けていないほ場であること。 ・交付対象面積は、a単位とする。(1a未満は切り捨て)
8	野菜の生産性向上助成担い手(担い手取組分)	1	5,000	施設野菜(基幹作)	・対象作物の範囲は単年作物(栽培)であり、販売している野菜・雑穀類に属する作物とする。 ・「施設野菜」については、ビニールハウス等の施設で作付している野菜とする。 ・「施設野菜」の対象面積は、施設の実面積とする。 ・栃木県設定の産地交付金(野菜の生産振興助成)を受けていないほ場であること。 ・交付対象面積は、a単位とする。(1a未満は切り捨て)
8	野菜の生産性向上助成担い手(担い手取組分)(二毛作)	2	5,000	施設野菜(二毛作)	・対象作物の範囲は単年作物(栽培)であり、販売している野菜・雑穀類に属する作物とする。 ・「施設野菜」については、ビニールハウス等の施設で作付している野菜とする。 ・「施設野菜」の対象面積は、施設の実面積とする。 ・栃木県設定の産地交付金(野菜の生産振興助成)を受けていないほ場であること。 ・交付対象面積は、a単位とする。(1a未満は切り捨て)
8	野菜の生産性向上助成担い手(担い手取組分)	1	4,000	その他の野菜、雑穀類(ハトムギ)(基幹作)	・対象作物の範囲は単年作物(栽培)であり、販売している野菜・雑穀類に属する作物とする。 ・栃木県設定の産地交付金(野菜の生産振興助成)を受けていないほ場であること。 ・交付対象面積は、a単位とする。(1a未満は切り捨て)
8	野菜の生産性向上助成担い手(担い手取組分)(二毛作)	2	4,000	その他の野菜、雑穀類(ハトムギ)(二毛作)	・対象作物の範囲は単年作物(栽培)であり、販売している野菜・雑穀類に属する作物とする。 ・栃木県設定の産地交付金(野菜の生産振興助成)を受けていないほ場であること。 ・交付対象面積は、a単位とする。(1a未満は切り捨て)

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。